女性・平和・安全保障に関する行動計画についての意見交換会 - 9月18日の会合での御意見の取りまとめ -

平成25年9月25日 外務省

1. 行動計画案(骨子)

(1) 基本的な考え方について

- 国連安保理決議1325を実行するという本計画の趣旨を踏まえ、日本がどのような具体的行動をとるのかを考える必要がある。
- ○「日本は紛争下にない」との認識で済ますのではなく、日本が直面している安全保障環境、日本国内における平和構築に向けた課題を含め、現状をきちんと認識すべき。沖縄における日米地位協定の問題もある。行動計画策定は、歴史を含めたこの「現状認識」から始めるべき。
- 憲法第9条との関係も考慮すべき。東アジアの平和構築にどのようにジェンダ 一視点をもって貢献していくかといった視点も必要。
- 本計画については、日本として、慰安婦問題を含む過去の問題をきちんと解決 して国際社会で活動していけるようにする機会とすべき。
- 慰安婦問題に触れるか否かにかかわらず、「女性の人権」を護ることを基本的 な考え方とすべき。
- 日本近現代史の中で日本軍「慰安婦」問題は、日本国が犯した戦時性暴力問題として位置付けられる。そしてこの問題は未だ解決されていない。日本政府は、被害女性が望む、また国際諸機関が勧告する被害回復のあり方の見本を示すような解決方法をとり、世界に示すべき。
- 本計画の中で慰安婦問題に言及しようとすると、実際問題として本計画の策定 が難しくならざるを得ない。賢明な方法を選ぶべき。計画の策定に当たり「ハー ドル」をどの高さに設定するかを考えるべき。
- 過去の問題を含めた教育をしっかり行い、過去の教訓を踏まえた決意を表明した上で、具体的な行動を計画にまとめるべき。
- 国連安保理決議等による各国への要請を我が国としてどのように理解しているのかをまず明確にすべき。また、各国、国際社会が要請を受けてどのような活動を行ってきているかも参考にすべき。
- 国連安保理決議1325の最も重要なポイントは、男女不平等をなくし、あらゆ る過程に女性が参画することであり、この点を明確にすべき。
- ○「人間の安全保障」を基本的な理念とすることに関して、この理念を前面に出し すぎることは控えるべき。

- ○「人間の安全保障」に言及することは差し支えないが、いずれにせよ、「人間の 安全保障」を周知する必要がある。
- ○「人間の安全保障」のインデックスを活用すべき。
- 国連安保理決議1325自体の周知も必要。
- 集団的自衛権をめぐる議論との関係を含め、誤解を与えないように周知すべき。
- 自衛隊海外派遣の推進を目的とする計画かのような誤解を与えないよう周知 すべき。

(2) 柱立てについて

- 参加・参画は最も重要な要素であり、独立した柱(第1の柱)とすべき。
- 国連安保理決議1325は、基本的にジェンダー平等、女性の意思決定への参画が中心であり、結果として、不平等、性暴力に対する不処罰の根絶をするというものである。このことは、女性差別撤廃条約前文にも表明されている。

(3) 参加・参画について

- 日本は、意思決定過程への参加・参画を始め、女性の関与が遅れている。女性の参加・参画を具体的にどのようにして実現していくかを考えるべき。クオータ制、女性の政治参加などが大切。
- ○「平和の文化」の担い手は女性。これがなければ画竜点睛を欠く。
- 女性の参画が必要とされていることを書くべき。

(4) 災害の取扱いについて

- 災害を取り入れることについては、本計画の趣旨に鑑み違和感がある。
- 災害を取り上げること自体は差し支えないものの,本計画の前面に出る形は 避けた方がよい。
- 紛争は人が引き起こすもので、災害は自然によるものという基本的な性質の 違いを念頭に置くべき。
- 復興・復旧において、紛争と災害は類似する面がある。国連婦人の地位委員会で「自然災害とジェンダー」決議が日本の提案により採択されている。また、本計画で災害を取り上げることは、自然災害が多いアジア大洋州の国々にも参考になる。
- 阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえた日常的な社会のあり方を考えることが重要。
- 〇「災害発生により紛争の予防」という見地から触れてはどうか。

- (5) 本計画で取り扱うべき項目・施策について
 - 難民問題への対処を取り上げるべき。
 - 〇 日常的に起こっている在日米軍による事件・事故への対応, 日米地位協定の 改正も検討すべき。
 - 公人の性差別発言や行動を取り扱うべき。
 - 日本国内の現状は圧倒的な女性の人材不足。教育に平和構築の視点を取り 入れることなどを通じ、人材育成を図る必要がある。
 - 大切なのは、人権意識を公教育に根付かせること。教育を取り上げることは重要。
 - 〇 日本のPKO要員の訓練には女性・ジェンダーの視点が組み込まれているが、 NATOの訓練は、国連安保理決議1325を踏まえたもので、より充実。
 - 日本と東アジア各国との緊張関係の緩和には女性の閣僚が必要。
 - オランダ, 英国など他国の行動計画の中には, 重点国・地域を明示しているも のもあるが, 日本も重点を決めるのか, 計画の方向性を知りたい。
 - 2020年に指導的地位に女性が占める割合を30%にするとの目標に触れるべき。
 - O Culture of Peace, 憲法第9条, 女性差別撤廃条約を踏まえた行動計画であるべき。決意を込めて、それを教育で保障することが重要。
 - 女性自衛官だけでなく、女性警察官も重要。

(6) 実施過程について

- 評価・モニタリングを含む計画の実施過程が重要。実施を有効なものにするためにも、国内行動計画の策定から実施の全ての過程に市民社会の参加を実現すべき。
- 2-3年を目途に定期的に見直しを行うべき。
- (7) 既存の国内計画との関係について
 - 男女共同参画基本計画との関係を整理すべき。
- (8) 既存の国際規範・基準との関係について
 - 女性差別撤廃条約、北京行動綱領などを踏まえるべき。
- 2. 今後の進め方
- (1) 総論
 - 日本の策定プロセスは国際的にも注目されている。
 - 行動計画策定へのNGOの関わりは、「聞き置く」、「吸い上げる」の形でなく、対

等かつ実効ある立場という前提に立つべき。

- オープンな場、透明性を持った形で時間をかけてじっくり意見を聞くべき。
- 幅広い関係者・団体を含むメーリング・リストを作成すべき。
- 平日の昼間は会合への参加に支障が生じ得る。週末の活用も検討すべき。

(2) 少人数グループについて

- 女性問題に関わる団体, 国際協力NGO, 実務経験者・専門家, 有識者, 関係 府省庁といった幅広い関係者が参加すべき。
- 他国の行動計画にかかわった人をグループに入れてほしい。
- 少人数グループの話合いへの防衛省・自衛隊と警察関係者等の参加は禁止してほしい。

(3)関係府省庁の関与について

- 関係府省庁もプロセスに関与すべき。これまで計画を策定した各国の例を見る と、警察含め関係省庁が参加している。
- 第3次男女共同参画基本計画との関係は重要であり、内閣府としっかり連携すべき。

(4) 地方との関係について

- 〇 地方の意見も聴取すべき。この10数年の間に、日本の女性の貧困化が加速・ 悪化していることを踏まえ、全国47都道府県で開催してほしい。
- 各地で意見交換会を実施することは、(行動計画の)各都道府県への周知にも つながる。
- 地方で行う場合, 会場は, 立派な会議室でなくても, 大学などの会場でよい。

(5) 意見交換会の結果について

○ 意見の表明が単なる「ガス抜き」になるのは避けるべき。意見をまとめて広く共 有すべき。

(6) 広報について

- 外務省のホームページだけでなく、もっと積極的な広報活動をすべき。マスコミ (新聞社など)にも、周知してほしい。
- メルマガなど系統的に情報が流れてくる仕組みでお知らせを流してほしい。
- 早急に「国連安保理決議第1325号のコーナー(頁)」を外務省ホームページ に設置して、以下の内容を掲載してほしい。
 - ・決議1325の日本語訳と国連公用語のバージョン。

・決議1325採択以降、日本政府の代表(フルネームと役職名を明記)が、決議1325に関して発言している内容(日本語と英訳した原稿)。

(了)